

政策調整会議の概要

開催日 平成 21 年 5 月 21 日 (木)

◎項 目

- 1 新型インフルエンザへの対応について【危機管理部】
- 2 高知県教育振興基本計画の中間取りまとめについて【教育委員会】

◎内 容

1 新型インフルエンザへの対応について【危機管理部】

危機管理部から、新型インフルエンザへの対応について情報提供を行い、意見交換を行った。

【概要説明】

- ・今朝の 8 時時点では、5 都府県で 267 人の（感染）確定例が出ており、県内発生がいつ起きてもおかしくない状況である。
- ・関係部局に協力してもらい、県内発生の際の具体的な行動項目が定まったので、今はスタンバイをしている段階である。県内発生が起きたとき行動に移せるように、対応をお願いしたい。

【主な意見】

(副知事)

- ・新型インフルエンザは、今週月曜日に開かれた全国知事会議でも緊急の議題となり、いろいろな議論が交わされた。舛添大臣が知事会に出席し、「現時点での新型インフルエンザは弱毒性であって、総じて言えば季節性インフルエンザと変わらないという判断がされているが、感染力が非常に強いので、その対応は引き続き必要だ」という表明があったが、各県知事からは、「学級閉鎖やイベント中止などで、パニックになっており、これ以上強毒性として対応していくことは難しい」との意見が出された。舛添大臣からは「学級閉鎖などの対策を講じているこの間に、次に講ずべき弾力的柔軟な対応策を都道府県に知らせるようにしたい」という話があった。
- ・感染力の強さのほかに、糖尿病やぜんそくなどの疾患を持っている方が新型インフルエンザにかかると重篤な状況になりうることで、次の段階では強毒性に変わる可能性もあるので、今後、危機管理部からも様々な指示が出されると思うが、それに的確に対応できるようにしてほしい。
- ・新型インフルエンザの確定は、国ではなく都道府県での PCR 検査で行えるようになったと聞いているが、県の対応のフローについても、それに応じて変える必要がある。
→現在、整理を行っており、早急に示したい。

2 高知県教育振興基本計画の中間取りまとめについて【教育委員会】

教育委員会から高知県教育振興基本計画の中間とりまとめについて資料を配布のうえ、概要説明を行った。

【概要説明】

- ・教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、地方自治体が地方の実情に応じて策定することとなっている教育振興基本計画の中間取りまとめを行った。
- ・今後、パブリックコメントを行い、今年 8 月までに策定し、来年度予算にも反映をさせていきたい。
- ・この計画は、高知県の教育をどう振興させていくのかということ、乳幼児期からスポーツ生涯学習まで幅

広い分野を対象に総合的・体系的にまとめている。また、本県の教育の現状や課題の分析に重点を置いたことが特徴である。

- ・計画は全6章で構成されており、第1章では高知県の教育をとりまく現状を認識するために、高知県の厳しい社会経済状況など高知の教育を取り巻く諸課題や、子どもの教育を取り巻く現状を挙げるとともに、教育に生かせる高知県の強みや、土佐の教育改革の検証と総括を掲載している。
- ・第2章では、第1章の現状に分析と考察を加え、「課題解決に向けた追求が不十分であったこと」「市町村教育委員会、学校現場と目標や意識の共有ができていなかったこと」「環境教育や食育など高知県の強みを教育に十分生かしきれていないこと」など、あるべき姿と現状にギャップが生じた要因や背景を掘り下げた。
- ・第3章では、目指すべき人間像を明確にしたうえで今後取り組むべき3つの方向性を掲げるとともに、教育委員会・学校・家庭・地域の責任と役割を明確に位置づけた。
- ・第4章では、3つの視点「明るい未来を担う人づくり」「家庭や地域の教育力の向上」「教育の質の向上と教育環境の整備」に関してそれぞれに3つから4つ、トータルで10の基本方針を定めている。
- ・第5章は、10の基本方針に沿って、5年間でどのような取り組みを行っていくかについて示している。基本方針ごとに「方向性」「主な取り組み」「背景・留意点」を整理して、年度別の実施計画を定めて、各事業に達成目標を掲げた。
- ・第6章では、進捗管理を行う組織の設置や県民への周知などを記載している。また、計画を実効的に推進していくため、地域の課題や現状に応じた教育版「地域アクションプラン」を策定することとしている。